

第2表

学校名 昭島市立拝島第二小学校

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- (ア) 学力調査等の結果分析に基づいた授業改善推進プランの作成と授業改善に取り組む。
- (イ) 言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成する。
- (ウ) 各教科等の教育内容を相互の関係で捉えた教科横断的な学習や、児童の主体的及び探究的な学習を中心とした総合的な学習の時間の学習による、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- (エ) 一人1台のタブレット端末の効果的な活用を含めた主体的・対話的で深い学びを実現する。
- (オ) 調べ学習及び学習成果の発表等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館、市民図書館等の効果的な活用を推進する。
- (カ) 習熟度別学習（習熟度別ガイドラインに基づいた指導）等、個に応じた指導を充実させる。

イ 特別の教科 道徳

- (ア) 教育活動全体を通じた人権教育の推進や、児童が主体的に参加する体験活動の充実による自己肯定感・自己有用感を育成する。
- (イ) 様々な人権課題について学び、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、人権尊重の精神を将来にわたって生活の中に生かせる人権教育を推進する。
- (ウ) 人権・パネル展や人権標語に係る取組等、人権課題の解決に向けた主体的な活動を推進する。
- (エ) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができる道徳科の授業改善を図る。

ウ 外国語及び外国語活動

- (ア) 外国語によるコミュニケーションの素地となる資質・能力を育成するための言語活動の充実及びICTや外国語指導助手等の効果的な活用を図る。
- (イ) ALTや外部機関等との連携、実用英語技能検定、英語村（TGG）を活用した体験活動等を通じた外国語教育や外国語活動の充実を図る。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けた各教科等の学習の推進による、持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力を育成する。
- (イ) 「課題の設定、情報の収集、整理分析、まとめ・表現、発信」等の探究の学習過程を発展的に繰り返すことにより、探究的な見方・考え方を働かせ、積極的に社会参画しようとする態度を養う。

オ 特別活動

- (ア) 児童会活動を通して、児童自らが主体的に思考・協議・行動することにより、学校生活の充実を図る。
- (イ) 「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」環境の下で交流活動を積極的に展開することにより、論理的思考力・合意形成能力を育み、共により良い集団社会を創っていかうとする態度を醸成する。

(2) 特色ある教育活動

ア 多様な運動体験（クリケット、ボッチャ、モルック、ビリヤード）等により生涯に渡ってスポーツに親しむ資質を育む。

イ 令和4年度東京都コーディネーショントレーニング地域拠点校としての運動経験を継続し、脳や体幹及び運動する神経系の発達を促す。また「元気アップガイドブック」を活用し、「グッドモーニング60分」の取組を推進し、運動・生活習慣の定着を図る。

ウ 体力調査等の結果分析を踏まえた体育科の授業改善を図るとともに、季節ごとに体育・運動時間を設定し、体力・運動技能向上と健康の保持増進を図る。

エ 昭島市教育振興基本計画に基づき、学習指導補助支援員、図書館支援員の活用を図り、朝学習や各教科等の学習で言語活動を効果的に位置付け、読み解く力や論理的思考力を育成する。

オ 連携型個別指導計画に基づき、通常の学級と特別支援教室との指導連携を深め、アセスメントを的確に実施し、「指導の個別化」や「学習の個性化」などきめ細やかな指導を充実させる。

カ 不登校対応拝二スタンダードに基づき、アセスメント及び児童理解支援シートの作成、学びを止めないためのオンライン授業、「のびのびルーム」の活用、校内委員会を通じた組織的な対応と社会的自立に向けた支援を行う。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】を踏まえた、いじめ防止対策を確実に実施する。
- (イ) いじめの早期発見、早期対応等を行うための、「いじめ認知報告書及び解消報告書」、「いじめ防止アンケート」、「家庭版『いじめ発見シート』」等の活用と記録の重要性を継続周知する。
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針に基づく学校いじめ対策委員会を定期的に開催し、いじめの未然防止・早期解消に向けた組織的な取組を行う。
- (エ) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた、いじめ対象児童や保護者等に寄り添った対応を行う。
- (オ) 「いじめ防止ポスター」の作成や掲示、啓発活動による、いじめを許さない意識の向上を図る。
- (カ) 児童が適切に援助希求行動をすることや、身近な大人がそれを受け取り、適切に支援することができるようにするための「SOSの出し方に関する教育」の確実な実施と関連付けた取組を充実させる。
- (キ) 不登校及び不登校傾向の児童に対するタブレット端末の活用による支援や校内別室での指導、不登校対応巡回教員や関係機関と連携した社会的自立に向けた組織的な支援を行う。
- (ク) 様々な課題を抱える児童及び保護者への対応に向けたSC及びSSWとの連携を図る。
- (ケ) 学級満足度調査（WEB QU）の実施・分析等を踏まえた予防・開発的な生活指導の充実を図る。
- (コ) 生命の尊さを学び、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を始めとする指導を推進する。
- (セ) コミュニティ・スクールとして、家庭や地域、関係機関と連携し、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、薬育、がん教育、交通安全教育、防災・減災教育、情報モラル教育等を実施し、安全教育の充実に努め、児童の危機予測能力と危機回避能力を育成する。

イ 進路指導

- (ア) 児童の将来への夢や望ましい勤労観・職業観を育むための、組織的・系統的なキャリア教育の充実を図る。キャリア・パスポート（キャリアアルバム）の活用による生活の振り返り及び目標の設定等、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた活動を推進する。
- (イ) スタートカリキュラムを実施するとともに、年3回の「小中連携の日」を契機に、現在の生活と将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり振り返ったりする場を意図的・計画的に設定する。